

- れかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 契約保証金  
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、落札金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (4) 入札の無効  
本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定の方法  
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要
- (7) 最低制限価格  
設定しない。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

#### 八代地域保健医療推進協議会公告第2号

八代地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。  
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成15年3月12日

八代地域保健医療推進協議会 会長 重本 弘文

- 1 開催日時  
平成15年3月18日（火）午後2時から午後4時30分まで
- 2 開催場所  
熊本県八代総合庁舎 5階 大会議室
- 3 議題
  - (1) 第3次八代地域保健医療計画の進捗状況について
  - (2) 第4次八代地域保健医療計画の素案について
  - (3) 救急医療専門部会の報告について
  - (4) 各種計画について
  - (5) その他
- 4 傍聴者の定員  
10人
- 5 傍聴手続
  - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
  - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先  
八代市西片町1660番地  
八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課）  
（電話 0965-33-3111 内線 3012）

#### 熊本県海面利用協議会告示第1号

熊本県海面利用協議会の会議を次のとおり開催する。  
なお、当該会議の手続きは次のとおり。

平成15年3月12日

熊本県海面利用協議会会長 藤 森 常 生

- 1 開催日時  
平成15年3月19日（水）午後1時30分